

袖ヶ浦市道路線認定基準新旧対照表

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、袖ヶ浦市が新設改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく事業により道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する道路管理者と協議のうえ施行された道路を含む。）以外の道路を法第8条の規定により市道路線（以下「市道」という。）に認定する場合に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 路肩 道路構造令（昭和45年政令第320号）<u>第2条第12号</u>に規定する路肩をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(市道の認定要件)</p> <p>第3条 市道として認定する道路は、一般公共の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるもので次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 行止まり道路でないこと。ただし、<u>道路に接して10区画以上の宅地造成がなされており、</u>終端に自動車が転回するのに支障のないロタリー<u>その他の広場があるものを除く。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この基準は、袖ヶ浦市が新設改良する道路（都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）及び都市開発法（昭和44年法律第38号）に基づく事業により道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第18条第1項に規定する道路管理者と協議のうえ施行された道路を含む。）以外の道路を法第8条の規定により市道路線（以下「市道」という。）に認定する場合に必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 路肩 道路構造令（昭和45年政令第320号）<u>第2条第10号</u>に規定する路肩をいう。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(市道の認定要件)</p> <p>第3条 市道として認定する道路は、一般公共の用に供され、安全かつ円滑な交通ができるもので次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 行止まり道路でないこと。ただし、<u>_____、</u>終端に自動車が転回するのに支障のないロタリー<u>その他の広場があること_____。</u></p> <p>(6)・(7) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>